庄原市

# 広告募集中

## 【問い合わせ・申し込み】

庄原市 総務部 財政課 財政係
〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目10番1号
TEL 0824-73-1129　FAX 0824-72-3322
E-mail : zaisei-zaisei@city.shobara.lg.jp

庄原市HP／トップページ下の「広告募集」から
http://www.city.shobara.hiroshima.jp/

庄原市HP（広告募集）　メールアドレス

庄原市 広告募集　検 索

# 広告事業の概要

市は、民間事業者などとの協働により新たな財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図るため、市有財産を広告媒体として提供しています。

## 広告事業とは

各種印刷物や車両・公共施設などの市の資産を広告媒体として有効活用し、民間事業者の皆さんの広告を掲出し、広告料収入を得る事業です。

## 広告事業の目的

・市の資産の有効活用
・市の新たな財源の確保
・安価な広告媒体を提供することによる地域経済の活性化

## 広告を掲載できる事業者など

市内外問わず、掲載が可能です。ただし、風俗営業、金融業（銀行などを除く）などは掲載できません。また、政党、政治団体、宗教関係の広告は原則掲載できません。

## 広告掲載の範囲

掲載できる広告の内容は、市民の皆さんに不利益を与えない中立性のあるものとし、意見広告・個人の名刺広告などについては掲載できません。また、違法な業種・業態・商品・サービスなどに係る広告も掲載できません。

なお、広告掲載の対象としない広告の範囲、広告主の業種・事業者については、庄原市広告掲載要綱・掲載基準をご確認ください。

## 広告を掲載したい場合は

下記の問い合わせ先までご連絡ください。また、各支所地域振興室でも受け付けています。

新たな広告の提案などについても受け付けていますので、お気軽にご意見をお寄せください。

## 問い合わせ・申し込み

総務部 財政課 財政係
電話：0824-73-1129
ＦＡＸ：0824-72-3322
メール：zaisei-zaisei@city.shobara.lg.jp

**詳しい内容は**
**庄原市ホームページ**
**「広告募集」**

# 募集中の広告

| | 広告媒体 | 募集枠 | 広告料金 | 募集 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | ホームページ<br>バナー | 5 枠 | 1 枠 5,000円／月 | 随時 |
| 2 | 広報<br>しょうばら<br>・<br>しょうばら<br>市議会だより | 各月変動 | 【1色刷り】<br>1号当たり15,000円・25,000円<br>【カラー刷り】<br>1号当たり30,000円・50,000円 | 随時 |
| 3 | 母子手帳<br>(交付時に同封) | 5 社 | 5,000円／年 | 2 月 |
| 4 | 共通封筒 | 【長形3号】<br>1 枠<br>【角形2号】<br>2 枠 | 【長形3号】<br>1 枠70,000円以上／年<br>【角形2号】<br>1 枠35,000円以上／年<br>※入札で決定 | 2 月 |
| 5 | 納税通知書用<br>封筒 | 2 枠 | 1 枠100,000円以上／年<br>※入札で決定 | 2 月 |
| 6 | ごみ収集<br>カレンダー | 12枠 | 1 枠20,000円／年 | 12月 |
| 7 | 一般公用車 | 2 台 | 1 台につき<br>両側面：10,000円／年<br>※この他、撤去費用が必要 | 随時 |
| 8 | 市営バス | 【地域生活バス】<br>5 台<br>【児童送迎バス】<br>1 台 | 1 台につき<br>後面：15,000円／年<br>両側面：10,000円／年<br>※この他、撤去費用が必要 | 随時 |
| 9 | ごみ収集車<br>(パッカー車) | 4 台 | 1 台につき<br>後面：30,000円／年<br>両側面：20,000円／年<br>※この他、撤去費用が必要 | 随時 |
| 10 | 帝釈郷土館<br>壁面 | 4 枠 | 1 枠10,000円／年<br>※この他、撤去費用が必要 | 随時 |

※各広告媒体の詳細は次ページ以降をご覧ください。

## 1 ホームページバナー

市ホームページのトップページ下部に掲載するバナー広告です。

**▶規　　格**　①大きさ：縦50ピクセル×横150ピクセル
②形式：GIF（アニメーション可）・JPEG・テキスト形式
③容量：５キロバイト以下

**▶広 告 料**　１枠当たり5,000円／月

**▶広告期間**　１月単位

**▶募集期間**　随時

**▶募 集 枠**　５社

**▶広告イメージ**

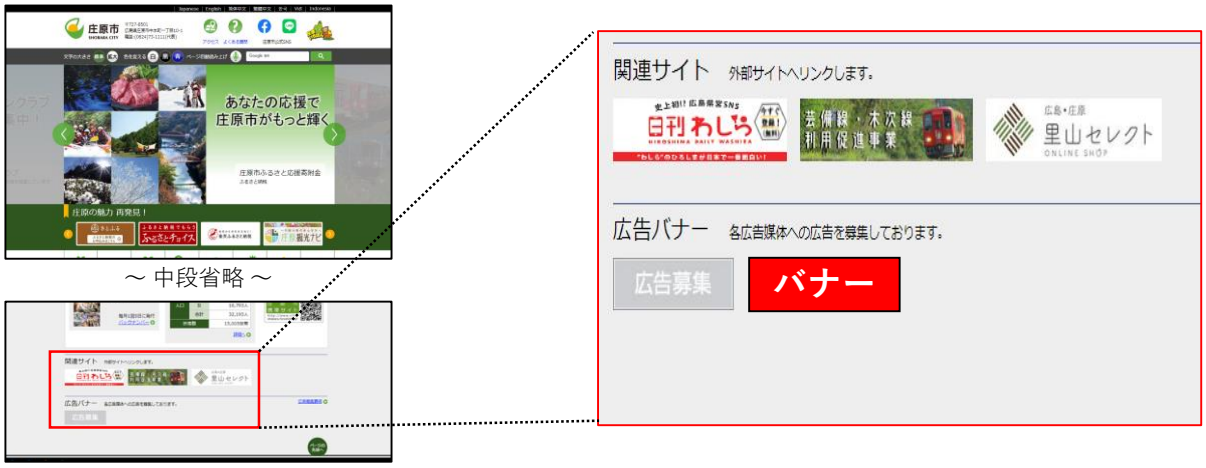


## 2 広報しょうばら・しょうばら市議会だより

市内全世帯へ配布する市の広報紙へ掲載する広告です。広報しょうばらは毎月５日発行。しょうばら市議会だよりは2・5・8・11月20日発行です。

**▶規格・広告料**

| 規　格 | 広告料（１号当たり） | |
|---|---|---|
| | １色 | カラー（裏表紙） |
| 縦45mm×横173ｍｍ | 25,000円 | 50,000円 |
| 縦45mm×横85ｍｍ | 15,000円 | 30,000円 |

※広報しょうばらに限り、連続３号以上の掲載で１割引き、７号以上の掲載で２割引き。

**▶広告期間**　１月単位

**▶募集期間**　随時

**▶広告イメージ**

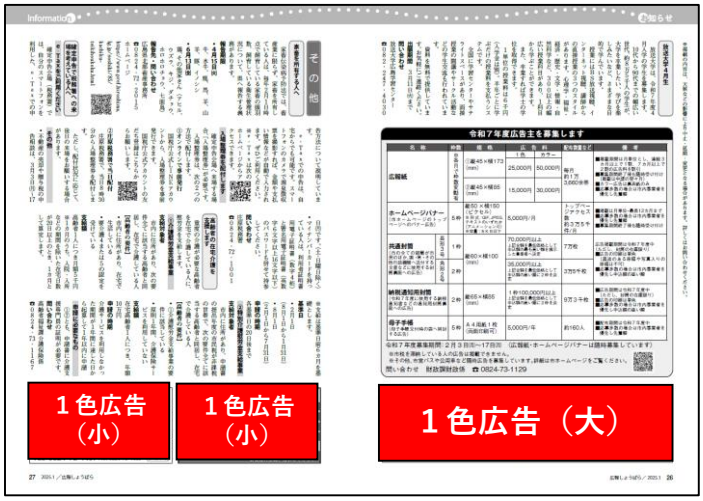

## 3 母子手帳

母子手帳交付時に配布する袋に同封するチラシ広告です。

**▶規　　格**　A4用紙１枚（両面印刷可）
**▶広 告 料**　5,000円／年（広告作成費・印刷費は広告主負担）
**▶広告期間**　１年間（申込月の翌々月以降の月から）
※原則、広告内容の変更は月１回まで。事前に内容審査が必要。
**▶募集期間**　例年２月公募（先着順）
**▶募 集 枠**　５社
**▶そ の 他**　①母子手帳は、母子健康法の規定により妊娠の届け出をした方に交付します。
②広告の上部に「広告」と表示してください。

**▶広告イメージ**

**↑この袋に封入します↑**

**↑広告の他、複数の資料を同封します↑**

## 4 共通封筒

市民・行政機関などへの文書送付に使用する封筒の、裏面へ掲載する広告です。

**▶規　　格**　縦60mm×横100mm（角形２号の場合、２枠を連結して使用することも可能）
**▶広 告 料**　長形３号：１枠70,000円以上
角形２号：１枠35,000円以上
**▶広告期間**　１年間（４月～翌年３月）
**▶募集期間**　例年２月公募（入札）
**▶募 集 枠**　長形３号：１枠
角形２号：２枠
※応募多数の場合は、市内事業者を優先し、申込金額の高い順とします。

**▶広告イメージ**

**【長形３号】**

**【角形２号】**

## 5 納税通知書用封筒

納税通知書用封筒の裏面へ掲載する広告です。

**▶規　　格**　縦65mm×横85mm（２枠を連結して使用することも可能）
**▶広 告 料**　１枠100,000円以上
**▶広告期間**　１年間（４月～翌年３月）
**▶募集期間**　例年２月公募（入札）
**▶募 集 枠**　２枠
※応募多数の場合は、市内事業者を優先し、申込金額の高い順とします。

**▶広告イメージ**

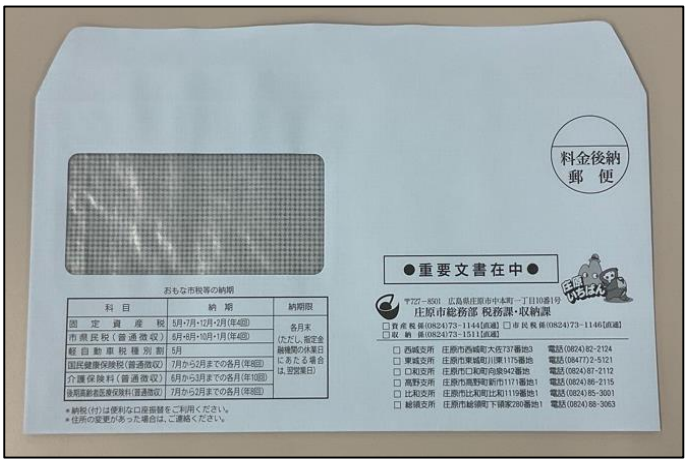


**【表面】**

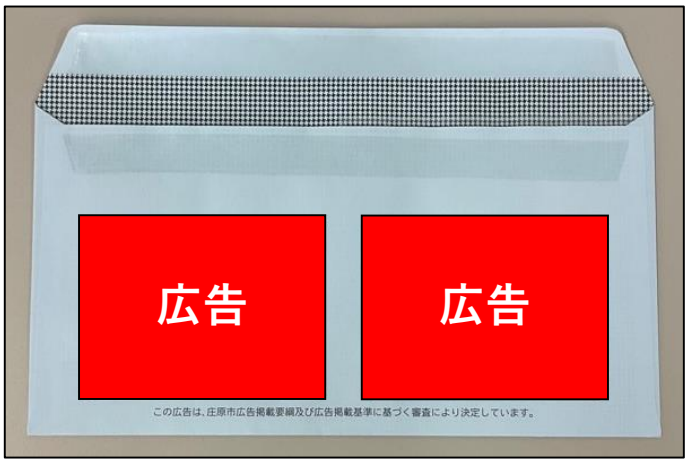


**【裏面】**

## 6 ごみ収集カレンダー

毎年度発行しているごみ収集カレンダーへ掲載する広告です。

**▶規　　格**　縦30mm×横250mm（見開きカレンダーの各月の下段）
**▶広 告 料**　１枠20,000円（１社あたり２枠まで）
**▶広告期間**　１年間（４月～翌年３月）
**▶募集期間**　例年12月公募（先着順）

**▶広告イメージ**

## 7 一般公用車

市の一般業務に使用する公用車に掲載するフィルム広告です。

**▶規　　格**　縦300mm以下×横500mm以下（車両側面に掲載）
**▶広 告 料**　１台につき、両側面で10,000円／年
**▶広告期間**　１年間（申込月の翌々年以降の月から）
**▶募集期間**　随時
**▶募 集 枠**　２台
**▶そ の 他**　①広告フイルムは、広告主が作成（作成費用広告主負担）
②広告の作成は、市内の看板業者などで作成していただきます。
③車両により、広告面に凹凸がある場合があります。
④広島県屋外広告物条例の許可が必要となります。
⑤公用車使用部署に関連する業種の事業者は、掲載できない場合があります。

**▶広告募集公用車・広告イメージ**

申込番号①：スズキ エブリィ
・部署：総務課
・種別：軽自動車
・初回登録：H27
・備考
広島480そ2527

申込番号②：スズキ エブリィ
・部署：総務課
・種別：軽自動車
・初回登録：H28
・備考
広島480た2606

## 8 市営バス

地域生活バス、保育所児童送迎バスの車体に掲載するフィルム広告です。

**▶規　　格**　車体後面：縦450mm以下×横600mm以下
車体側面：縦450mm以下×横1,200mm以下

**▶広 告 料**　１台につき　後　面：15,000円／年
両側面：10,000円／年
※広告料のほか、広告掲載時に広告作製・撤去費用が必要です。

**▶広告期間**　１年間（申込月の翌々年以降の月から）

**▶募集期間**　随時

**▶募 集 枠**　地域生活バス５台
児童送迎バス１台

**▶そ の 他**　①広告フイルムは、広告主が作成（作成費用広告主負担）
②広告の作成は、市内の看板業者などで作成していただきます。

**▶広告募集車両・広告イメージ**

| | 番号 | 地域 | 運行範囲 | 写真など |
|---|---|---|---|---|
| 地域生活バス | ① | 高野 | ●和南原線<br>（福祉センター、開拓、和南原集会所、篠原上、水谷、奥三沢） | ①車長 699ｃｍ<br>車幅 201ｃｍ<br>高さ 266ｃｍ<br> |
| | ② | 高野 | ●奥門田線<br>（福祉センター、ふれあい広場、大内、奥門田下、鳥打深溝別、金尾） | ②車長 503ｃｍ<br>車幅 169ｃｍ<br>高さ 226ｃｍ<br>※車両後面掲載不可<br> |
| | ③ | 比和 | ●森脇線<br>（保育所、比和下、永原、越原、石ヶ原）<br>●元常・福田線<br>（中学校前、保育所、福田上、下常、木屋原）<br>●小和田北、東線<br>（中学校前、保育所、福田下、小和田東、比和谷下）<br>●絞り、小和田南線<br>（中学校前、木屋原、絞り、小和田南、宇山） | ③車長 695ｃｍ<br>車幅 201ｃｍ<br>高さ 267ｃｍ<br>※車両後面<br>掲載不可<br> <br>④車長 538ｃｍ<br>車幅 188ｃｍ<br>高さ 228ｃｍ<br>※車両後面<br>掲載不可<br> <br>※２台の年間走行距離はほぼ均一となるように、４路線をローテーションで運行 |
| | ④ | 比和 | | |
| | ⑤ | 総領 | ●庄原線<br>（総領町内、峰田、新庄、庄原市街地、庄原駅） | ⑤車長 699ｃｍ<br>車幅 201ｃｍ<br>高さ 264ｃｍ<br>※車両後面掲載不可<br> |
| 児童送迎バス | ① | 庄原 | 保育所活動に使用<br>・旧庄原市内<br>・不定期 | ①車長 624ｃｍ<br>車幅 201ｃｍ<br>高さ 243ｃｍ<br>※車両後面<br>掲載不可<br> |

## 9 ごみ収集車（パッカー車）

ごみ収集車（パッカー車）の車体に掲載するフィルム広告です。

**▶規　　格**　後面：縦200mm以下×横1,000mm以下
側面：縦230mm以下×横1,000mm以下

**▶広 告 料**　１台につき　後　面：30,000円
両側面：20,000円

**▶広告期間**　１年間（申込月の翌々年以降の月から）

**▶募集期間**　随時

**▶募 集 枠**　４台

**▶そ の 他**

①広告フイルムは、広告主が作成（作成費用広告主負担）
②広告の作成は、市内の看板業者などで作成していただきます。
③広島県屋外広告物条例の許可が必要です。
④廃棄物収集運搬業の業種の方は、掲載できません。

**▶広告イメージ**

## 10 帝釈郷土館

東城町の帝釈郷土館壁面へ掲載する広告です。

**▶規　　格**　縦500mm×横1,000mm

**▶広 告 料**　１枠　10,000円／年
※広告料のほか、広告掲載時に広告作製・撤去費用、屋外広告物許可手数料が必要です。

**▶広告期間**　１年間（申込月の翌々年以降の月から）

**▶所 在 地**　東城町帝釈未渡1930番地３

**▶募集期間**　随時

**▶募 集 枠**　４枠（設置箇所は先着順で決定）

**▶そ の 他**

①国定公園内のため、景観への配慮からデザインの修正をお願いする場合があります。
②蛍光色など派手な色は、使用できません。
（看板の地色は茶色１色、文字は白色）
③広告内容は、店舗・事業所への顧客を誘導する内容に限定します。（広告例参照）
④広告設置建物は道路から距離があるため、現地を確認の上、申し込んでください。
⑤看板の作製・設置は広告主が負担。
⑥広告の作製・設置は、市内の看板業者などで作成。
⑦広島県屋外広告物条例の許可が必要です。
⑧看板設置場所より、自然公園区域内で3km以内の店舗・事業所が対象となります。

**▶広告例**

**▶広告イメージ**

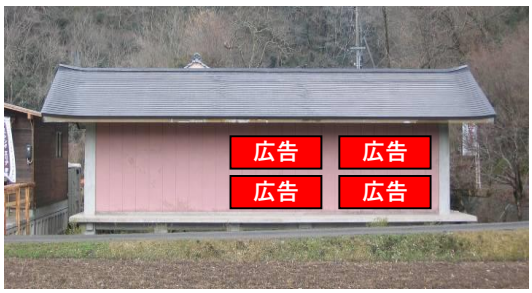

# 申し込み方法

広告掲載を希望する事業者は、財政課または各支所 地域振興室へ必要書類を提出してください。

## 必要書類

①庄原市広告掲載申込書
②広告原稿（データまたは紙ベース）
③会社の概要が分かるもの
④市内看板業者などの広告作製・撤去費用の見積書
※屋外広告物（車両・壁面広告）のみ必要。

## 注意点

・市税などの滞納状況について調査をします。
・広告料は、広告の掲載が決定した後、納付していただきます。
・広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなかった場合を除き、広告料の返還は行いません。
・屋外広告物の広告は、広告主が作成してください。
その場合、市の指定する材質（フィルムなど）以上の材質としてください。
看板業者などに作製を依頼する場合は、必ず市内業者を利用してください。
・屋外広告物は、広告料とは別に撤去費用を市へ納付していただきます。
撤去費用は看板業者の見積もりにより納付していただき、撤去は市が行います。撤去費用の清算は行いません。
・広告の上部には「広告」と表示してください。
・広島県屋外広告物条例の許可が必要な広告は、掲載が決定した後、許可を受けてください。
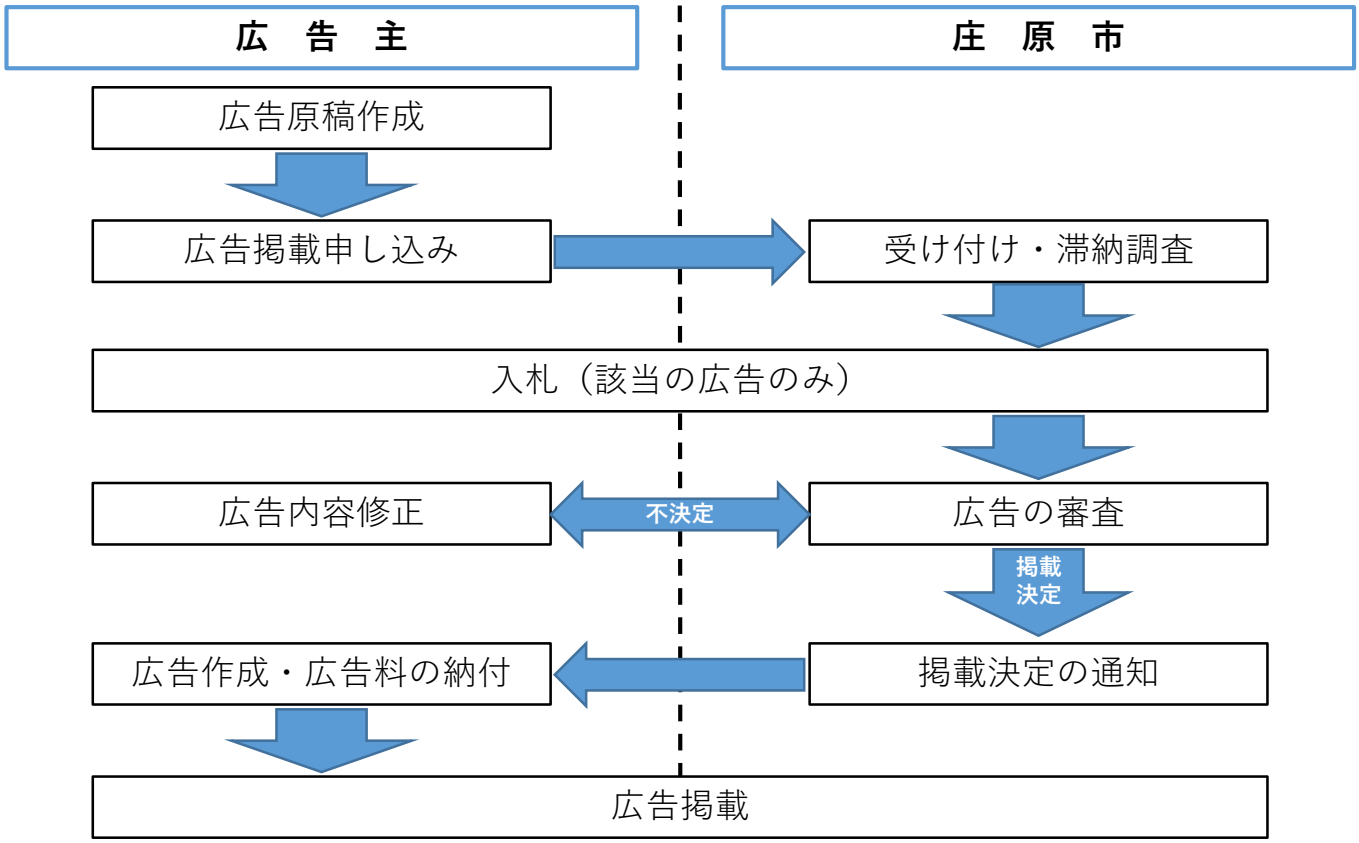
## 申し込みの流れ